

女川原子力発電所 計量管理規定 変更前後比較表

東北電力株式会社

女川原子力発電所 計量管理規定 変更前後比較表 (1/6)

現 行	変 更 案	備 考
<p data-bbox="394 615 1110 779">女川原子力発電所 計量管理規定</p> <p data-bbox="451 1472 1139 1583">昭和58年 4月 2日 (制 定) 令和 2年 7月 7日 (第13回改正)</p> <p data-bbox="507 1717 997 1780">東北電力株式会社</p>	<p data-bbox="1587 615 2303 779">女川原子力発電所 計量管理規定</p> <p data-bbox="1668 1472 2309 1583">1983年 4月 2日 (制 定) 2021年 月 日 (第14回改正)</p> <p data-bbox="1700 1717 2190 1780">東北電力株式会社</p>	<p data-bbox="2546 1503 2739 1566">西暦表示に変更 第14回改正来歴</p>

女川原子力発電所 計量管理規定 変更前後比較表 (2/6)

現 行						変 更 案						備 考
計 量 管 理 規 定 改 正 履 歴 表						計 量 管 理 規 定 改 正 履 歴 表						
改正履歴		申請年月日	認可年月日	認可番号	改正理由	改正履歴		申請年月日	認可年月日	認可番号	改正理由	改正履歴の追加
—	制 定	昭和58年3月15日	昭和58年4月2日	58安(保障)第846号	—	—	制 定	昭和58年3月15日	昭和58年4月2日	58安(保障)第846号	—	
(中略)						(中略)						
1 3	一部改正	令和2年4月17日	令和2年6月23日	原規放発第20062325号	1号炉廃止に伴う新燃料搬出経路の追加による	1 3	一部改正	令和2年4月17日	令和2年6月23日	原規放発第20062325号	1号炉廃止に伴う新燃料搬出経路の追加による	
1 4	一部改正	2021年 月 日	2021年 月 日		発電所組織整備および法令改正による							

女川原子力発電所 計量管理規定 変更前後比較表 (3/6)

現 行	変 更 案	備 考
<p style="text-align: center;">女川原子力発電所計量管理規定</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">第2編 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質に関する計量管理</p> <p style="text-align: center;">第1章 組織および職務</p> <p>(中略)</p> <p>(職 務)</p> <p>第7条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務を適切に実施するための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施または取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 女川原子力発電所輸送・固体廃棄物管理課長(以下「輸送・固体廃棄物管理課長」という。)は、核燃料物質の受入れ、払出しの作業に関する業務を行うものとする。</p> <p>(4) 女川原子力発電所計測制御課長(以下「計測制御課長」という。)は、第2編第7章(測定の方法および測定機器の管理)に定める機器の校正を行うものとする。</p> <p>(5) 本店原子力部原子力技術課長は、核燃料物質の計量管理に関する業務について計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 計量管理手続</p> <p>(受入れ手続)</p> <p>第17条 輸送・固体廃棄物管理課長は、核燃料物質をMBAへ受入れる場合は、MBAへの核燃料物質の搬入が完了した時点をもって受入れが行われるものとし、払出し者が発行した核燃料物質移動通知書に基づき、核燃料物質の種類および数量の確認ならびに同定を行い、その結果を計量管理責任者へ通知するものとする。ただし、発電所内の他のMBAから受入れる場合は、払出し側MBAの計量管理に関する記録に基づき、核燃料物質の種類および数量の確認ならびに同定を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、海外から核燃料物質を受入れる場合は、海外施設からの核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書にかえることができるものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、核燃料物質を受入れた場合は、第1項に定める輸送・固体廃棄物管理課長からの通知をもとに第2編第9章(記録)に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所計量管理規定</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">第2編 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質に関する計量管理</p> <p style="text-align: center;">第1章 組織および職務</p> <p>(中略)</p> <p>(職 務)</p> <p>第7条 発電所における計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、発電所における計量管理に関する業務を適切に実施するための指揮、監督等の総括業務を行うものとする。</p> <p>(2) 計量管理責任者は、核燃料物質の計量管理に関する業務の適切な実施または取りまとめを行うものとする。</p> <p>(3) 女川原子力発電所計測制御課長(以下「計測制御課長」という。)は、第2編第7章(測定の方法および測定機器の管理)に定める機器の校正を行うものとする。</p> <p>(4) 本店原子力部原子力技術課長は、核燃料物質の計量管理に関する業務について計量管理責任者を支援、指導するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 計量管理手続</p> <p>(受入れ手続)</p> <p>第17条 計量管理責任者は、核燃料物質をMBAへ受入れる場合は、MBAへの核燃料物質の搬入が完了した時点をもって受入れが行われるものとし、払出し者が発行した核燃料物質移動通知書に基づき、核燃料物質の種類および数量の確認ならびに同定を行うものとする。ただし、発電所内の他のMBAから受入れる場合は、払出し側MBAの計量管理に関する記録に基づき、核燃料物質の種類および数量の確認ならびに同定を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、海外から核燃料物質を受入れる場合は、海外施設からの核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書にかえることができるものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、核燃料物質を受入れた場合は、第2編第9章(記録)に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>組織整備に伴い、核燃料物質の受入れ、払出し作業に関する業務は計量管理責任者が実施するため、記載を削除</p> <p>組織整備に伴い、核燃料物質の受入れ、払出し作業に関する業務は計量管理責任者が実施するため、記載を変更および削除</p>

女川原子力発電所 計量管理規定 変更前後比較表 (4/6)

現 行	変 更 案	備 考
<p>(中略)</p> <p>(払出し手続)</p> <p>第20条 輸送・固体廃棄物管理課長は、核燃料物質を各MBAから払出す場合は、各MBAからの核燃料物質の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、払出しに先立ち、当該核燃料物質に関する記録に基づき、核燃料物質の種類および数量の確認ならびに同定を行い、その結果を計量管理責任者へ通知するものとする。また、計量管理責任者は、必要により第2編第7章（測定の方法および測定機器の管理）に定める測定を実施するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(試料の収去および保管の手続)</p> <p>第23条 計量管理責任者は、法律第61条の8の2第2項（保障措置検査）および法律第61条の23の7第2項（保障措置検査の実施）または法律第68条第1項、第4項、第7項および第8項（立入検査等）の規定に基づき、原子力規制委員会の指定するその職員もしくは指定保障措置検査等実施機関の検査員または国際原子力機関の指定する者もしくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）より試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、令和2年7月7日から施行する。</p>	<p>(中略)</p> <p>(払出し手続)</p> <p>第20条 計量管理責任者は、核燃料物質を各MBAから払出す場合は、各MBAからの核燃料物質の搬出が完了した時点をもって払出しが行われるものとし、払出しに先立ち、当該核燃料物質に関する記録に基づき、核燃料物質の種類および数量の確認ならびに同定を行うものとする。また、計量管理責任者は、必要により第2編第7章（測定の方法および測定機器の管理）に定める測定を実施するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(試料の収去および保管の手続)</p> <p>第23条 計量管理責任者は、法律第61条の8の2第2項（保障措置検査）および法律第61条の23の7第2項（保障措置検査の実施）または法律第68条第1項、第4項、第7項および第8項（立入検査等）の規定に基づき、原子力規制委員会の指定する当該職員もしくは指定保障措置検査等実施機関の検査員または国際原子力機関の指定する者もしくは国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）より試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、2021年7月1日から施行する。</p>	<p>組織整備に伴い、核燃料物質の受入れ、払出し作業に関する業務は計量管理責任者が実施するため、記載を変更および削除</p> <p>「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正に伴う記載の適正化</p> <p>本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、組織整備実施日に合わせて施行するものとする</p>

女川原子力発電所 計量管理規定 変更前後比較表 (5/6)

現 行	変 更 案	備 考
<p style="text-align: center;">別図第1 計量管理組織 (第6条, 第51条関係)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>(本店)</p> <p style="text-align: center;">原子力部長 ———— 原子力技術課長</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>(女川原子力発電所)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">所長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">環境・燃料部長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">原子燃料課長 (計量管理責任者)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">計測制御課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保全部長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 輸送・固体廃棄物 管理課長 </div> </div> </div> <p style="text-align: center;">注：□印は、計量管理関係職位を示す。</p>	<p style="text-align: center;">別図第1 計量管理組織 (第6条, 第51条関係)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>(本店)</p> <p style="text-align: center;">原子力部長 ———— 原子力技術課長</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>(女川原子力発電所)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">所長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">環境・燃料部長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">原子燃料課長 (計量管理責任者)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">計測制御課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保全部長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"></div> </div> </div> <p style="text-align: center;">注：□印は、計量管理関係職位を示す。</p>	<p>組織整備に伴い、核燃料物質の受入れ、払出し作業に関する業務は計量管理責任者が実施するため、記載を削除</p>

女川原子力発電所 計量管理規定 変更前後比較表 (6/6)

現 行	変 更 案	備 考																												
<p>別表第8 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質および使用の許可を受けた核燃料物質に関する報告事項等 (第43条, 第74条関係)</p> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="210 1058 1294 1619"> <thead> <tr> <th>報告書名</th> <th>提出時期</th> <th>報告概要</th> <th>報告の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 核燃料物質の事故損失に係る報告書</td> <td>発生後遅滞なく</td> <td>核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告</td> <td>法律 第67条第1項 規則 第7条第29項</td> </tr> <tr> <td>12 サイト内建物報告書</td> <td>毎年12月31日から1月以内</td> <td>毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告</td> <td>法律 第67条第1項 規則 第7条第34項</td> </tr> </tbody> </table>	報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠	11 核燃料物質の事故損失に係る報告書	発生後遅滞なく	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項	12 サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第34項	<p>別表第8 原子炉の設置または運転の用に供する核燃料物質および使用の許可を受けた核燃料物質に関する報告事項等 (第43条, 第74条関係)</p> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1406 480 2490 1913"> <thead> <tr> <th>報告書名</th> <th>提出時期</th> <th>報告概要</th> <th>報告の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 核燃料物質の事故損失の発生に係る報告書</td> <td>発見後直ちに</td> <td>核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときまたは法第六十一条の八の二第二項第四号もしくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印 (紙製のものを除く。)もしくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外されもしくは毀損されていることを発見したときは, その旨を報告</td> <td>法律 第67条第1項 規則 第7条第29項</td> </tr> <tr> <td>12 核燃料物質の事故損失に係る報告書</td> <td>30日以内</td> <td>核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときまたは法第六十一条の八の二第二項第四号もしくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印 (紙製のものを除く。)もしくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外されもしくは毀損されていることを発見したときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告</td> <td>法律 第67条第1項 規則 第7条第29項</td> </tr> <tr> <td>13 サイト内建物報告書</td> <td>毎年12月31日から1月以内</td> <td>毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告</td> <td>法律 第67条第1項 規則 第7条第34項</td> </tr> </tbody> </table>	報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠	11 核燃料物質の事故損失の発生に係る報告書	発見後直ちに	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときまたは法第六十一条の八の二第二項第四号もしくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印 (紙製のものを除く。)もしくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外されもしくは毀損されていることを発見したときは, その旨を報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項	12 核燃料物質の事故損失に係る報告書	30日以内	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときまたは法第六十一条の八の二第二項第四号もしくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印 (紙製のものを除く。)もしくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外されもしくは毀損されていることを発見したときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項	13 サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第34項	<p>「国際規制物資の使用等に関する規則」の改正に伴う封印毀損時等の報告に関する記載の追加</p>
報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠																											
11 核燃料物質の事故損失に係る報告書	発生後遅滞なく	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項																											
12 サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第34項																											
報告書名	提出時期	報告概要	報告の根拠																											
11 核燃料物質の事故損失の発生に係る報告書	発見後直ちに	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときまたは法第六十一条の八の二第二項第四号もしくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印 (紙製のものを除く。)もしくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外されもしくは毀損されていることを発見したときは, その旨を報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項																											
12 核燃料物質の事故損失に係る報告書	30日以内	核燃料物質の事故損失 (国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。)が生じたときまたは法第六十一条の八の二第二項第四号もしくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印 (紙製のものを除く。)もしくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外されもしくは毀損されていることを発見したときは, その状況, その原因およびそれに対して採った措置について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第29項																											
13 サイト内建物報告書	毎年12月31日から1月以内	毎年12月31日現在のサイト内の建物の概要および配置等について報告	法律 第67条第1項 規則 第7条第34項																											